

# 健保だより

## 健康保険法の改正について

健康保険法の改正につきましては、「第75号健保だより」で昨年10月からの施行分を紹介しましたが、今回は、主として本年4月からの施行分を紹介します。

### 被保険者の一部負担金（窓口負担金）が3割になります。

70歳未満の被保険者の通院・入院ならびに被扶養者の入院時の一部負担金が2割から3割になります。

ただし、通院時に支払う薬剤の負担金（外来薬剤一部負担金）は、廃止されます。（診療費に含まれます）

詳細は、2ページを参照ください。



### 保険料の計算方法が総報酬制になります。



保険料（健康保険、介護保険とも）の計算のしかたが月収ベースから賞与を含めた総報酬ベースになります。

賞与にも月収と同じ保険料率が適用されます。（賞与が支払われた月は、月収にかかる保険料と賞与にかかる保険料が徴収されます。）

詳細は、3ページを参照ください。

### 退職後の医療保険制度が変わります。

1. 被保険者資格喪失後の継続療養制度が廃止されます。

現在、継続療養を受けている方の有効期限は、本年3月31日までとなります。

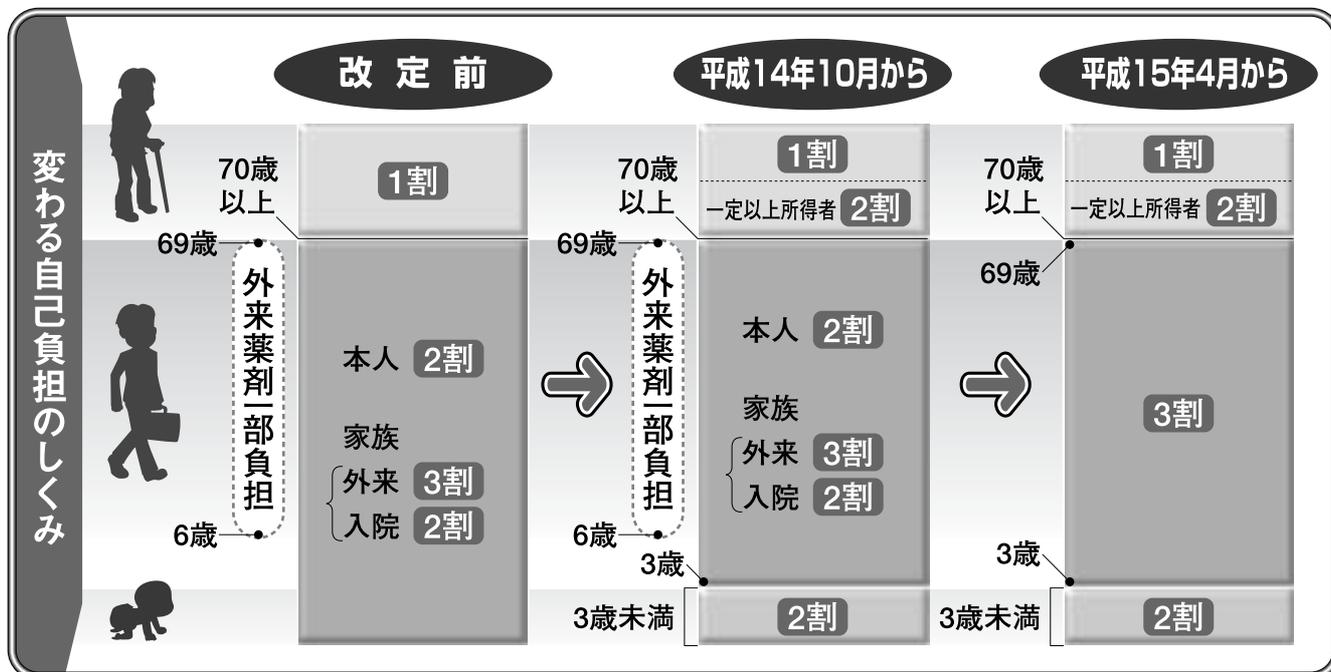
2. 任意継続被保険者の加入期間が2年間となります。

現行制度では、55歳以上で退職した場合は60歳ま

で加入できる特例がありますが、4月1日以降の資格取得者からこの特例は廃止され2年間の加入となります。（但し、3月末までの加入者でこの特例を受けている方は、60歳まで加入できます。）

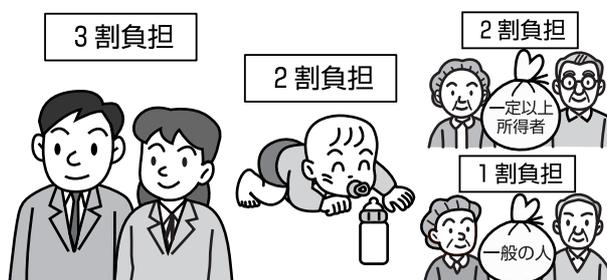
参考： 法律では、法定給付費の1カ月あたり自己負担限度額が変わりますが、当組合では、附加給付制度を採用していますので、皆さまの負担額に変更はありません。

# 患者の一部負担金(窓口負担金)は、つぎのとおり変わります。



## ●3歳以上70歳未満の方について

- ・本年4月から被保険者・被扶養者ともに3割負担となります。
- ・但し、外来の薬剤一部負担制度は、なくなります。



## ●3歳未満の幼児について

- ・昨年10月から2割負担となりました。
- ・年齢は、医療機関が保険証で確認します。(保険証に記載されているお子様の誕生日をご確認ください。)

## ●70歳以上の方について

- ・昨年10月から自己負担限度額は、つぎのとおりとなりました。

▼区分	一部負担	外来(個人ごと)	自己負担限度額(世帯ごと)
一定以上所得者 (夫婦2人世帯で年収約637万円以上)	2割	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1%
一般の人 (夫婦2人世帯で年収約260万円超~637万円未満)	1割	12,000円	40,200円

# 総報酬制の保険料について

## 【健康保険料】

総報酬制による平成15年度の健康保険料率は、第107回組合会において、65/1000と決まりました。(平成14年度の保険料率は83/1000)

### ●現役の健康保険料

従来、健康保険料は、月収(標準報酬月額)のみを対象としていたため、年収に占める賞与の割合が大きいほど、保険料の負担割合が軽くなるという不公平がありました。

ありました。

これを是正するため、賞与からも月収と同じ健康保険料率で保険料を徴収する総報酬制が導入されました。

なお、被保険者と事業主の負担内訳は、被保険者=30/1000、事業主=35/1000となります。

### ■改正前

$$\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

### ■改正後

$$\begin{aligned} \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} &= \text{保険料} \\ + \\ \text{標準賞与額} \times \text{保険料率} &= \text{保険料} \end{aligned}$$

- \* 標準賞与額：被保険者が年3回以内支給された賞与(ボーナス)の1000円未満切り捨てた額(一回につき200万円を上限とする)。
- \* 保険料のもととなる標準報酬月額は、4~6月の給料をもとに7月1日現在で決め直され(定時決定)、その年の9月1日~翌年8月31日までの1年間使われます。

### ●特例退職被保険者の健康保険料

平成15年度は、月額15,600円と決まりました。

$$\begin{aligned} \text{特例退職被保険者の標準報酬月額} \times \text{健康保険料率} &= \text{健康保険料} \\ 240,000\text{円} \times 65/1000 &= 15,600\text{円} \end{aligned}$$

改正健康保険法では、特例退職被保険者の標準報酬最高月額を次のとおり決めています。

$$\begin{aligned} &(\text{特例退職被保険者以外の被保険者の平均標準報酬月額} + \\ &\text{現役の被保険者一人当たり平均標準賞与額} \times 1/12) \times 1/2 \end{aligned}$$

当組合では、「法による特例退職被保険者の標準報酬最高月額」の75%を特例退職被保険者の標準報酬月額としています。

### ●任意継続被保険者の健康保険料

月額健康保険料は、次の式により個人毎に決まります。

$$\begin{aligned} \text{任意継続被保険者の標準報酬月額} \times \text{健康保険料率} (65/1000) \\ = \text{健康保険料} \end{aligned}$$

「任意継続被保険者の標準報酬月額」は、任意継続被保険者が会社を退職された時の標準報酬月額が適用されます。

ただし、改正健康保険法では、標準報酬月額の限度額は、組合毎に決めることにしています。当組合の平成15年度の限度額は、470,000円です。



## 【介護保険料】

総報酬制による介護保険料は、健康保険料と同じ標準報酬月額・標準賞与額により次の式で算出します。

なお、平成15年度の介護保険料率は、8.2/1000(現役は、被保険者と事業主が折半で負担)を予定しています。(平成14年度は8.6/1000)

$$\begin{aligned} \text{標準報酬月額} \times \text{介護保険料率} &= \text{介護保険料} \\ + \\ \text{標準賞与額} \times \text{介護保険料率} &= \text{介護保険料} \end{aligned}$$



# その他、法改正に関連する事項

## ●健康保険高齢受給者証の交付について

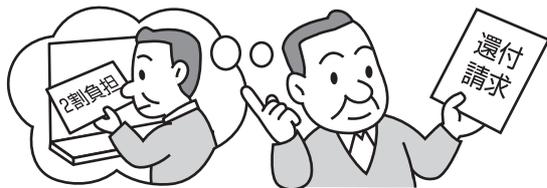
- ・70歳になった方には、当組合から医療費の負担割合が記載されている健康保険高齢受給者証が交付されます。



健康保険高齢受給者証は、70歳の誕生日（1日生まれを除く）の翌月から、医療機関の窓口へ保険証と一緒にご提出ください。（1日生まれの方は誕生月から）



本証を持参しなかった時は、2割の負担となります。この場合は、当組合へ還付の請求をしてください。



## ●特例退職被保険者について

### ① 特例退職被保険者の加入期間の変更

老人保健制度の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、昭和7年10月1日以降に生まれた方は、特例退職被保険者期間を5年間延期し、60歳から74歳までの15年間になります。

### ② 特例退職被保険者の資格喪失条件の変更

資格喪失条件が次のとおり追加されました。

＜これまでの条件＞

- 1 老人保健法の適用者になったとき
- 2 死亡したとき
- 3 再度会社勤めを始めたため、他の健康



保険（被用者保険）の被保険者になったとき

＜追加の条件＞

- 4 住民票の住居を海外に移したとき
- 5 生活保護の受給者になったとき

## ●傷病手当金および出産手当金の継続給付と資格喪失後の出産に関する給付等について

継続療養制度は、本年4月から廃止されますが、傷病手当金および出産手当金については退職後も給付期間が満了するまで継続給付します。

また、資格喪失後の出産に関わる給付および資格喪失後3カ月以内に死亡された場合の埋葬費も継続給付します。



## ●傷病手当金および出産手当金等の給付額について

傷病手当金および出産手当金等の給付の額は、これまでどおりの標準報酬日額（標準報酬月額額の1/30）をベースに算定します。（賞与による保険料分は含まれません。）



# 本年3月よりエグザスの コーポレートマスター制度を 導入

当組合では、エグザスの施設を積極的に利用されている被保険者・被扶養者の便宜を図るため、本年3月1日(土)より同社のコーポレートマスター制度を導入しますので、大いにご利用ください。同制度とその利用条件は、次のとおりです。



## エグザスコーポレートマスター制度

法人会員だけの  
特別のサービスです

### コーポレートマスター 会員システムとは…



お手軽な月会費で

**いつでも 何回でも**

ご利用頂けるシステムです!

(ICカード)



会員証及び  
ICカードを発行

※申込み時に情報管理料として  
¥5,000円が必要です

入会金・都度利用料

**¥0**

月会費

**¥7,000**  
※3月は¥6,500

利用可能施設

**エグザスの  
直営施設**



## 利用できない主な施設について

当組合の被保険者および被扶養者が多く使われている施設の内、次の施設は、直営でないため、本コーポレートマスターは利用できません。

キッツエグザス金沢文庫、キッツエグザス藤沢、キッツエグザス平塚、ジョイエグザス戸塚、メガロス横浜エグザス、メガロス大和エグザス、メガロス神奈川エグザス、半田スイミング

## 会員になるための手続きと会費などについて

### 会員の登録

1. 希望者は、当組合の承諾を得て、エグザスのコーポレートマスター会員として登録できる。
2. 当組合は、エグザスを原則月2回以上の利用者について、利用者の申込みにより会員になることを承諾する。(申込みは、申込書により受け付ける。  
承諾者には、当組合からエグザスの書類を送付する。
3. 承諾者は、エグザスの書類をまとめ、エグザスの本部へ届け出る。
4. 承諾者は、エグザスからの請求に基づいて、自己負担分の会費(2カ月分)と情報管理料(5,000円・入会時のみ)及び消費税をエグザスに支払い、会員となる。但し、入会金は不要。
5. 会員には、エグザスから会員証とICカードが交付される。  
会員は、エグザスの直営施設を月会費のみで利用できる。



### 会員の資格喪失

つぎに該当した者は、会員の資格を喪失する。

1. 当組合の被保険者・被扶養者の資格喪失者
2. 2カ月間連続の未利用者
3. 3カ月間の利用回数が3回以下の者
4. 2カ月間連続の会費未納者

### 入会時の注意、ほか

1. エグザスを毎月・6回以上利用される方は、会員になるメリットがあります。
2. 駐在等のため、数カ月間利用ができない時は、施設の窓口でその旨を申し出て、一度脱会してください。この時、ICカードは返却せずにご自身で保管してください。



### 毎月の会費と組合の補助

会員と組合(および会社)の月会費の負担について

月会費	本年3月までの会費	本年4月以降の会費
会員の負担	3,000円+税	3,500円+税
組合(および会社)負担	3,500円	3,500円
合計	6,500円+税	7,000円+税

注 本年3月までの会員は、入会時の会費が4月以降も適用され、当分の間500円/月のディスカウントを受けられます。

ご都合がよくなり再入会される際は、ICカードを窓口で提示し再入会してください。ICカードをなくしますと、情報管理料が必要となります。

\* 不明な事項については、当組合か会社の担当課へお問合せください。

## 医療費通知について

皆さまが使われている医療費については、これまで、毎月、次の方法でお知らせしていました。

日揮(株)の被保険者



「ノーツ」でお知らせ

日揮(株)以外の被保険者



「医療費と給付金支給額のお知らせ」でお知らせ

しかし、日揮(株)以外の被保険者の皆さまへのお知らせは経費節約のため、次のとおり改めさせていただきます。



いただきます。

医療費は、毎年1月下旬に、前年の1月から12月までの分をまとめてお知らせします。(したがって、平成15年3月からこれまでの「医療費と給付金支給額のお知らせ」の配布はなくなります。)

ただし、高額療養費、附加給付費等の支給金がある方には、支払月にその支給額をお知らせします。